

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日（木）午前8時55分から午前9時22分
2. 開催場所 山江村農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員（13名）
 - 農業委員 6名
 - 推進委員 7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第3号 山江村農用地利用集積計画（第1次）に対する意見決定について
 - 日程6 その他
 - 日程7 今後の行事
 - 日程8 閉会
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長
 - 事務局係長

7. 会議の概要

事務局長

それではご起立お願いします。一同、礼。ご着席ください。山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は6名でございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より、令和4年2月期の農業委員会総会を開会いたします。日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。次に、日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。

(なしの声)

事務局長

はい。それでは ないということですので次に移らせていただきます。日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。

議長

はい。これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は3番農業委員、4番農業委員をお願いいたします。

議長

次に日程5、議第3号「山江村農用地利用集積計画（第1次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、議第3号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第3号「山江村農用地利用集積計画（第1次）に対する意見決定について」令和4年山江村農用地利用集積計画（第1次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和4年2月10日提出、山江村農業委員会会長。2ページと3ページが意見書の写し、4ページが総括表となっております。5ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。今回申請されましたのは、賃借権の新規設定が1件、再設定が2件の合計3件で案件の

総面積は、6,264㎡でございます。

議長

それでは概要の説明が終わりましたので、議題に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。〇〇農業委員・〇〇推進委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで、〇〇農業委員・〇〇推進委員の退席を求めます。

(〇〇農業委員・〇〇推進委員退席) 9時07分

議長

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

説明に入ります前に、6ページをご覧ください。本案件は農地中間管理事業による利用権設定となっております。実際の借り手候補者につきましては、右側の欄でご確認ください。それでは新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の7ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。8ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は10年1月で賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。9ページから10ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては借り手候補者の方、貸し手の代理人、担当委員の代理として参加いただいた会長と担当推進と共に2月3日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明をします。2月3日木曜日ですか午前9時頃より貸し手の方は来られませんでした。借り手の法人の方2名、担当推進委員、事務局係長、そして私の5名で現地調査を行っております。(申請地所在について説明)。元々20年くらい前から14区の方に貸されていましたが、今回公社を通して法人に貸されるとのことでした。写真のとおりきれいに管理されており問題はないかと思いますが皆様の慎重な審議をよろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員からは何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑、意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。質疑、意見等ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

(〇〇農業委員・〇〇推進委員着席) 9時09分

議長

続きまして、賃借権の再設定1件3筆分に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。〇〇推進委員が関係者となりますので、当該事案を含む2件の審議開始から終了まで、〇〇推進委員の退席を求めます。

(〇〇推進委員退席) 9時10分

議長

それでは、賃借権の再設定1件3筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、再設定1件3筆分についてご説明いたします。総会資料の11ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。12ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は5年で賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。13ページから14ページまでに地籍図・現況写真を、15ページに調査書を添付しております。再設定分につきましては現地立会いを行っておりませんが、事務局において現況確認を行っております。(申請地所在について説明)写真のとおり適切な管理がされておりました。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。再設定1件3筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再設定1件3筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の再設定1件1筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは再設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の16ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。17ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は5年で賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。18ページから19ページまでに地籍図・現況写真等を、20ページに調査書を添付しております。再設定分につきましては、現地立会いを行っておりませんが、事務局において現況確認を行っております。現地につきましては、先ほど決定いただいた案件の斜向かいとなり、写真のとおり適切に管理されておりました。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。質疑等ないようですので、それでは、採決をいたします。再設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再設定 1 件 1 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

(〇〇推進委員着席) 9 時 1 3 分

議長

以上 3 件、全事案とも全員賛成となりましたので、議第 3 号につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程 6 「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局係長

その他について説明。

議長

他に何かありませんか。

(なしの声)

議長

それでは、次に日程 7 「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いします。

事務局係長

今後の行事について説明。

議長

はい。それでは日程 8 「閉会」に移ります。以上をもちまして、農業委員会 2 月期総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 4 年 2 月 10 日(木)午前 9 時 22 分終了

議長_____

委員_____

委員_____